

することにした。

ウンエイ 雲英 ↓ケツガイウンエイ 傑

外雲英。

ウンギョウ 雲莖 ↓タイザンウンギョウ 泰山雲莖。

ウンコクジ 雲谷寺 鳳至郡總持寺の塔頭

妙高庵に屬して居たもので、寛永四年僧靈山の創建であつたが、今は存せぬ。

ウンザンリヨウセイ 雲山良晟 石川郡大

乗寺十七代の住持。謙室吞益の法嗣で、初め

淨住寺に住み、後に大乘寺を董した。元和元

年九月二十六日寂。

ウンジヨウギン 運上銀 前田利常時代に

は蠟燭座・錢座・豆腐座の三座があつて、この

三座の役銀をのみ運上銀と稱し、納戸奉行に

上納した。之に對して自餘の税を役銀と稱

し、諸方御土藏へ上納する例であつた。後代

ではそれと違ふ。↓シヨウギョウ 商業。

ウンジヨウジマ 運上島 石川郡山島郷に

屬し、番田新と共に運上島と惣稱したが、そ

の地能美郡出合島と入會になつて居たから、

明治廿四年凡べて之を石川郡の地籍に屬せし

め、新たに出合島と呼ぶことになつた。

ウンシヨウドウモン 雲生洞門 金澤天徳

院二十二代の住持。安政四年三月廿七日三衣

問題に關して齎居を命ぜられ、同五年正月十

二日示寂した。

ウンソウコウチン 運漕功賃 延喜の頃諸

國の雜物を京都に運送するに當つて要する功

賃は、之を主税寮式なる諸國運漕雜物功賃の

條によつて窺ひ知られる。今若し加賀國から

海路を取ることゝすれば、比樂渡から越前敦

賀津に至るまでの船賃を、石別に稻七把とし、

挾抄に四十束、水手に二十束を要し、而して

挾抄一人・水手四人を以て米五十石を漕運す

る規定であつた。又敦賀津から近江國鹽津ま

では陸路で、駄賃を米一斗六升とし、鹽津か

ら大津に漕運するには、船賃石別二升、挾抄

六斗、水手四斗とし、大津から京に至る駄賃

は米八升であつた。こゝに一駄といふものは

米三俵で、一俵は各五斗を容れる。能登國よ

りすれば、加島津から敦賀津に至る船賃を石

別二束六把、挾抄七十束、水手三十束とし、

自餘は先に言つた通りである。また最初から

陸路によるとすれば、駄別の功賃、加賀は二

十四束で、能登は七十八束であるとするが、

加賀の功賃は明らかに主税寮式の誤謬であら

う。何となれば、陸路の行程加賀は上十二日、

能登は上十八日であるから、前述の功賃は、

全く距離との均衡を失ふのである。況や越前

の行程上七日で、陸路の運賃駄別廿四束と記

されるのであるから、加賀がそれと同一であ

るべき理由がない。

ウンタクシヨウコウ 雲澤詔典 曹洞宗の

僧。能登の産。瑞巖留麟に宗圓寺に従ひ、途

に總持寺に出世し、阿岸郷に慶徳寺を建てた。

應永前後の人。

ウンダメシ 運試 珠洲郡片岩の乗船業者

は、もと元旦の早朝に暗を衝いて海中に飛込

み、身体を清めて神社に參詣した。之を運試

しといひ、身体に損傷を受けないのを當年災

厄を免るゝ徴としたのである。

ウンチヨウ 雲蝶 伊勢の俳僧。初號安樂

坊春坡、又暎月庵・幾曉庵。寛延二年越前から

加賀・能登を経て越中に入り、再び金澤に來

忌を嘗み、次いで越中に去つた。その紀行を

百合野集といふ。世に雲蝶を希因門下に列す

るが、希因の男後川の編した系圖にはその名

がない。後雲蝶三たび金澤に來り、法船寺十

四代明譽に師事し、寶曆六年四月十一日寂、

同寺に葬られた。法諡幾曉庵幽曇玄心比丘。

ウンボ 雲甫 ↓エキドウウンボ 益堂雲

甫。

ウンモンケン 雲門軒 金澤淨住寺の塔頭。

同寺三代寂室の開基であつたが、久しく廢絶

して居たので、十一代玉田の時正保二年再興

した。今は又存せぬ。

ウンリユウサン 雲龍山 石川郡河内庄吉

野十景の一。或は雲流山とも九十九谷ともい

ふ。又山狀多くして瓜に似る故瓜生山であ

るとも、又雨の降る時その皴から流れる故雨

流山であるともいふ。高さ五九七米。山體石

英粗面岩。

ウンリユウジ 雲龍寺 金澤八坂に在つて、

曹洞宗に屬する。寺記に、長祿三年赤松政則

の開基に係り、武藏龍淵寺四代以州を請じて

開山とした。當時越中彌波郡五位庄雲龍寺山

に在つたが、慶長中八代天景の時現地に移つ

たとある。しかし、以州は永正十六年の遷化

であるから、長祿三年に一寺を開創したとは

思へぬ。且つ龍淵寺の享祿四年の記録によれ

ば、以州が賀州太守赤松氏の請に應じて、金

澤に雲龍寺を起したとあつて、この赤松氏は

政則を指すものと見える。故に雲龍寺が、享

祿四年以前金澤に草創せられたのは確實であ

るが、その後一時越中に轉移してゐたことが

ないとは言はれぬ。當寺の塔頭慶全院は、正

明治六年に破却せられた。↓カナザハ 金澤

(四、初見)。

ウンリヨウ 運良 ↓キョウウオウウンリヨウ

ウ 恭應運良。

工

エイウンイン 靈運院 大聖寺藩主第九代

前田利之の子綏次郎の法號。詳しくは靈運院

桂巖良秀禪童子。

エイオアツケ 永御頭 犯罪者をその主人

若しくは他の關係者に無期拘留せしめるをい

ひ、亡氣にて放火した者、了簡違て訴狀を提

出した者の如く、多くその眞意に非ずして法

に觸れた場合に適用せられた。

エイガクイン 榮岳院 加賀藩主第十三代

前田齊泰の子利順、即ち鳥取侯池田慶行の養

子となつて家を襲いだ慶榮の法號。

エイガクシヨ 英學所 明治二年二月金澤

南町道濟館の生徒中、七歳乃至十七歳の幼年

生を選びて壯猶館に入學せしめ、之を英學所

といひ、三宅復一(東京人、後醫學博士三宅

秀)、關澤孝三郎(後水産局長關澤明浩)、岡田

秀之助(後岡田一六)をして英學・數學を、橋

健堂をして漢學・習字を教授せしめた。蓋し

道濟館に於いて教授した英語は、頗る變則な

もので、此くの如きはドウセイイカンと照例

するものさへあつたからである。教師三宅復

一は壯猶館翻譯方、關澤孝三郎と岡田秀之

助とは新たに英國から歸朝したものであつ

ウン—エイ